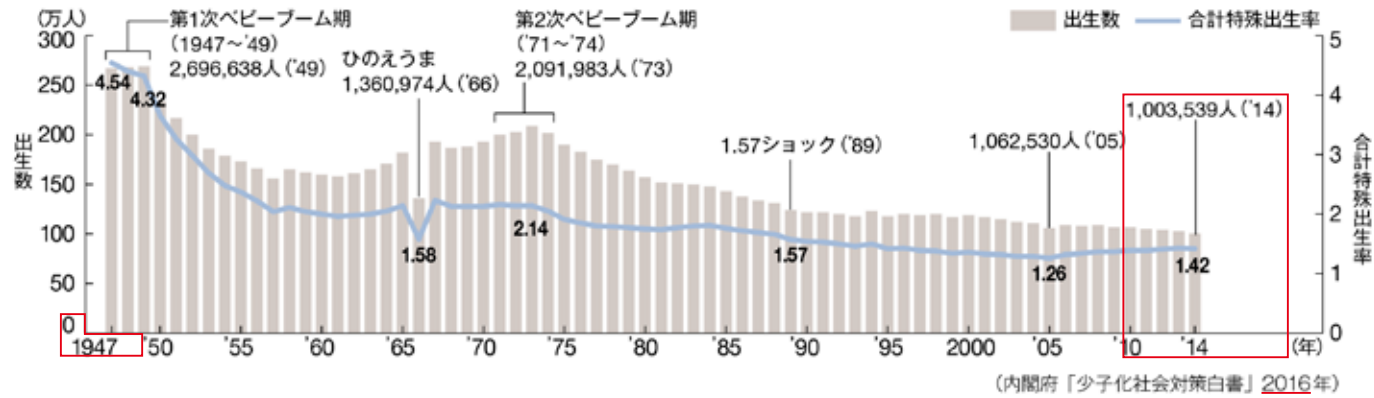
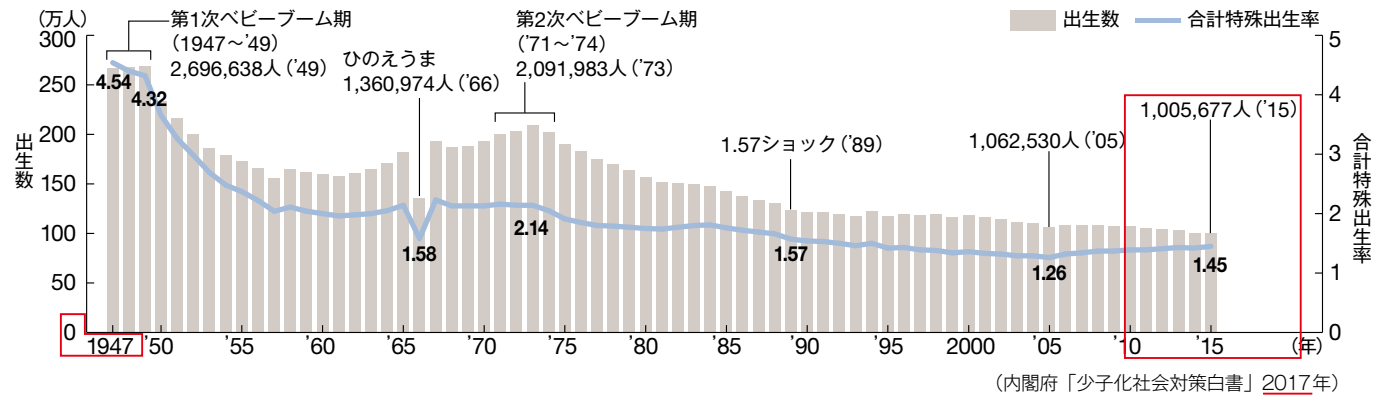


訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
17	④	<p><b>④ 理想の仕事の条件の推移</b> 調査対象：全国16歳以上の国民(約5,400人)</p> <p>(NHK放送文化研究所「現代日本人の意識構造」[第七版] 2010年)</p>	<p><b>④ 理想の仕事の条件の推移</b> 調査対象：全国16歳以上の国民(5,400人)</p> <p>(NHK放送文化研究所「現代日本人の意識構造」[第八版]」)</p>
19	側注⑦	<p>⑦ 90歳まで生存する者の割合は、男性<u>25.0%</u>、女性<u>49.1%</u>である (2015年)。</p>	<p>⑦ 90歳まで生存する者の割合は、男性<u>25.6%</u>、女性<u>49.9%</u>である (2016年)。</p>

② 合計特殊出生率と出生数の推移



② 合計特殊出生率と出生数の推移



訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																					
ページ	行																																																																																							
23	②	<p><b>施設等の世帯</b></p> <p>寮・寄宿舎の学生・生徒，社会施設の入所者など。</p> <p>(注) ①<b>78</b>を3世代世帯ともいう。  ②日本全体で約<b>5,195</b>万世帯，約1億<b>2,806</b>万人のうち，約<b>11</b>万世帯，約<b>251</b>万人が施設等で暮らしている (<b>2010</b>年現在)。  ③<b>2010</b>年から新しい分類区分に変更された。</p> <p>(総務省「国勢調査」より作成)</p>	<p><b>施設等の世帯</b></p> <p>寮・寄宿舎の学生・生徒，社会施設の入所者など。</p> <p>(注) ①<b>78</b>を3世代世帯ともいう。  ②日本全体で約<b>5,345</b>万世帯，約1億<b>2,709</b>万人のうち，約<b>12</b>万世帯，約<b>280</b>万人が施設等で暮らしている (<b>2015</b>年現在)。  ③<b>2010</b>年から新しい分類区分に変更された。</p> <p>(総務省「国勢調査」より作成)</p>																																																																																					
24	②	<p><b>② 産業構造の変化</b></p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> <th>分類不能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1950</td><td>48.5</td><td>21.8</td><td>29.6</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>1960</td><td>32.7</td><td>29.1</td><td>38.2</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>1970</td><td>19.3</td><td>34.0</td><td>46.6</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>1980</td><td>10.9</td><td>33.6</td><td>55.4</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>1990</td><td>7.1</td><td>33.3</td><td>59.0</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>2000</td><td>5.0</td><td>29.5</td><td>64.3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>2010</td><td>4.0</td><td>23.7</td><td>66.5</td><td>5.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 就業者総数に対する産業別就業者数の比率。  (総務省「国勢調査」)</p>	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	1950	48.5	21.8	29.6	0.1	1960	32.7	29.1	38.2	0.0	1970	19.3	34.0	46.6	0.1	1980	10.9	33.6	55.4	0.1	1990	7.1	33.3	59.0	0.6	2000	5.0	29.5	64.3	1.2	2010	4.0	23.7	66.5	5.8	<p><b>② 産業構造の変化</b></p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> <th>分類不能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1950</td><td>48.5</td><td>21.8</td><td>29.6</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>1960</td><td>32.7</td><td>29.1</td><td>38.2</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>1970</td><td>19.3</td><td>34.0</td><td>46.6</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>1980</td><td>10.9</td><td>33.6</td><td>55.4</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>1990</td><td>7.1</td><td>33.3</td><td>59.0</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>2000</td><td>5.0</td><td>29.5</td><td>64.3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>2010</td><td>4.0</td><td>23.7</td><td>66.5</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>3.8</td><td>23.6</td><td>67.2</td><td>5.4</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 就業者総数に対する産業別就業者数の比率。  (総務省「国勢調査」)</p>	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	1950	48.5	21.8	29.6	0.1	1960	32.7	29.1	38.2	0.0	1970	19.3	34.0	46.6	0.1	1980	10.9	33.6	55.4	0.1	1990	7.1	33.3	59.0	0.6	2000	5.0	29.5	64.3	1.2	2010	4.0	23.7	66.5	5.8	2015	3.8	23.6	67.2	5.4
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能																																																																																				
1950	48.5	21.8	29.6	0.1																																																																																				
1960	32.7	29.1	38.2	0.0																																																																																				
1970	19.3	34.0	46.6	0.1																																																																																				
1980	10.9	33.6	55.4	0.1																																																																																				
1990	7.1	33.3	59.0	0.6																																																																																				
2000	5.0	29.5	64.3	1.2																																																																																				
2010	4.0	23.7	66.5	5.8																																																																																				
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能																																																																																				
1950	48.5	21.8	29.6	0.1																																																																																				
1960	32.7	29.1	38.2	0.0																																																																																				
1970	19.3	34.0	46.6	0.1																																																																																				
1980	10.9	33.6	55.4	0.1																																																																																				
1990	7.1	33.3	59.0	0.6																																																																																				
2000	5.0	29.5	64.3	1.2																																																																																				
2010	4.0	23.7	66.5	5.8																																																																																				
2015	3.8	23.6	67.2	5.4																																																																																				

訂正箇所		原文
ページ	行	
28	ひとくちメモ	<p><b>セクハラ・マタハラ・パワハラ</b> 相手の意に反する性的な内容の発言や行動をセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）といい、事業主には対策をとる義務がある。妊娠・出産を理由としたマタニティ・ハラスメントや職権を利用したパワー・ハラスメントも、近年問題となっている。</p>
29	側注②	<p>②<b>男女雇用機会均等法</b> 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。教育訓練や定年・退職・解雇などの差別的取り扱いの禁止、募集・採用・配置・解雇の機会均等、事業主のセクシュアル・ハラスメントの防止義務、均等法違反に対する勧告と企業名の公表などを規定している。</p>

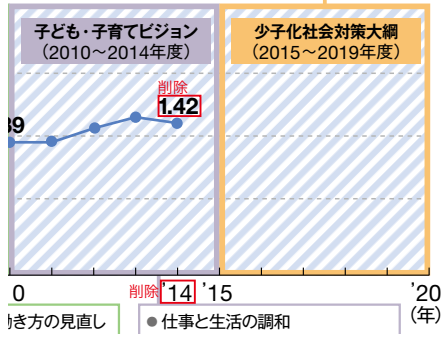
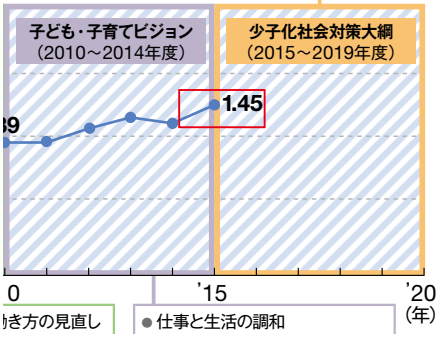
訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p><b>セクハラ・マタハラ・パタハラ・パワハラ</b> 相手の意に反する性的な内容の言動であるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由としたマタニティハラスメントのほか、育児に参画しようとする男性に対するパタニティハラスメントや職権を利用したパワーハラスメントも問題となっている。</p> <p><b>②男女雇用機会均等法</b> 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。教育訓練や定年・退職・解雇などの差別的取り扱いの禁止，募集・採用・配置・解雇の機会均等，事業主のセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止義務，均等法違反に対する勧告と企業名の公表などを規定している。</p>

訂正箇所		原文
ページ	行	
30	側注	<p>❶ <b>男女共同参画社会基本法</b> 第6条で「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」と定めている。</p> <p>❷ <b>育児休業制度</b> 育児・介護休業法（1995年）に基づき、仕事と家庭生活を両立させながら、男女が協力して、子どもを育てるための制度。育児休業制度がある事業所は72.4% <u>〔2012年〕</u>、取得率は女性83.0%、男性2.03% <u>〔2013年〕</u> である。 <small>削除</small></p> <p>❸ <b>介護休業制度</b> 育児・介護休業法に基づき、要介護状態にある家族の介護のために合計93日を上限として休業できる制度。雇用保険法により介護休業給付が受けられる。このほか介護のための短期休暇制度（介護休暇）もある。</p> <p>❹ 内閣府は、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会を「国民1人1人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であると定義している。具体的には、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会の側面がある。</p>
15		<p>❶ <b>男女共に、仕事も家庭も</b> <small>だんじょきょうどうさんかくしゃかい きほんほう</small> <b>男女共同参画社会基本法</b>は、社会のあらゆる分野の活動に男女が対等に参画することを目指して、1999年に制定された。基本法では、基本理念として、男女共同参画社会を実現するための5つの柱が立てられ、その1つに、家庭生活における活動と他の活動の両立が挙げられている。男女が共に協力し、家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動等を行うことができるようになるためには、家事・育児・介護などの家庭的責任を男女が共同で分担することが必要である。</p> <p>男女が共に家庭生活を担う、という仕組みを確立するためには労働時間の短縮、<small>いくじきゅうぎょうせいど</small> <b>育児休業制度</b>や<small>かいごきゅうぎょうせいど</small> <b>介護休業制度</b>、有給休暇などを取得しやすくするなど、職場の改善が求められている。父親が働き、母親は専業主婦という性別役割分業に基づく暮らし方は、多数派ではなくなり、今は共働き世帯のほうが多い。にもかかわらず、職場においては女性の管理職への登用が諸外国に比べて進んでいないなど、男女共同参画が実現されていない側面もある。 <small>▶ p.196 ②</small></p>
24		<p>❶ <b>ワーク・ライフ・バランス</b></p> <p><b>ワーク・ライフ・バランス</b>とは、「仕事と生活の調和」を意味する。現実には、安定した仕事に就けない、仕事中心の生活で健康を害しかねない、仕事と家事・育児・介護の両立に悩んでいるなど、仕事と生活の間で問題を抱えている人が多く見られる。</p> <p>男女が共に働きながら子どもを生み育て、地域の人々とも交流しながら充実した生活を送るというワーク・ライフ・バランスの実現には、個人、国・地方自治体、企業におけるそれぞれの積極</p>

訂正箇所	訂 正 文
ページ	行
	<p>①男女共同参画社会基本法 第6条で「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」と定めている。</p> <p>②育児休業制度 育児・介護休業法（1995年）に基づき、仕事と家庭生活を両立させながら、男女が協力して、子どもを育てるための制度。育児休業制度がある事業所（5人以上）は76.6%、取得率は女性81.8%、男性3.16%（2016年度）である。</p> <p>③介護休業制度 育児・介護休業法に基づき、要介護状態にある家族の介護のために合計93日を上限として休業できる制度。雇用保険法により介護休業給付が受けられる。このほか介護のための短期休暇制度（介護休暇）もある。</p> <p>④2016年に施行された女性活躍推進法により、301人以上の事業主は職場における女性の活躍推進に向けて、数値目標を含めた行動計画の策定・公表が義務付けられている。</p> <p>⑤内閣府は、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会を「国民1人1人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。具体的には、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多</p> <p>■男女共に、仕事も家庭も <small>だんじょきょうどうさんかくしゃかい きほんほう①</small> 男女共同参画社会基本法は、社会のあらゆる分野の活動に男女が対等に参画することを目指して、1999年に制定された。基本法では、基本理念として、男女共同参画社会を実現するための5つの柱が立てられ、その1つに、家庭生活における活動と他の活動の両立が挙げられている。男女が共に協力し、家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動等を行うことができるようになるためには、家事・育児・介護などの家庭的責任を男女が共同で分担することが必要である。</p> <p>男女が共に家庭生活を担う、という仕組みを確立するためには労働時間の短縮、<small>いくじきょうぎょうせいど②</small> 育児休業制度や<small>かいごきょうぎょうせいど③</small> 介護休業制度、有給休暇などを取得しやすくするなど、職場の改善が求められている。父親が働き、母親は専業主婦という性別役割分業に基づく暮らし方は、多数派ではなくなり、今は共働き世帯のほうが多い。にもかかわらず、職場においては女性の管理職への登用が諸外国に比べて進んでいないなど、男女共同参画が実現されていない側面もある。 <small>▶p.196②</small></p> <p>■ワーク・ライフ・バランス</p> <p>ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」を意味する。現実には、安定した仕事に就けない、仕事中心の生活で健康を害しかねない、仕事と家事・育児・介護の両立に悩んでいるなど、仕事と生活の間で問題を抱えている人が多く見られる。</p> <p>男女が共に働きながら子どもを生み育て、地域の人々とも交流しながら充実した生活を送るというワーク・ライフ・バランスの実現には、個人、国・地方自治体、企業におけるそれぞれの積極</p>



訂正箇所		原文	訂正文								
ページ	行										
41	④	<p>●安全マーク</p>  <p>安全基準を満たすと認定されたおもちゃに付けられているマーク。</p>	<p>●STマーク</p>  <p>安全基準を満たすと認定されたおもちゃに付けられているマーク。</p>								
47	③	<table border="1"> <tr> <td>定期接種 (接種が決められているもの)</td> <td>4種混合(百日ぜき, ジフテリア, 破傷風, ポリオ), 麻疹(はしか), 風疹, BCG, 日本脳炎, 肺炎球菌, Hib(インフルエンザ菌b型), 水痘(水ぼうそう)など</td> </tr> <tr> <td>任意接種 (任意のもの)</td> <td>インフルエンザ, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), <del>B型肝炎</del>, A型肝炎, ロタウイルスなど</td> </tr> </table>	定期接種 (接種が決められているもの)	4種混合(百日ぜき, ジフテリア, 破傷風, ポリオ), 麻疹(はしか), 風疹, BCG, 日本脳炎, 肺炎球菌, Hib(インフルエンザ菌b型), 水痘(水ぼうそう)など	任意接種 (任意のもの)	インフルエンザ, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), <del>B型肝炎</del> , A型肝炎, ロタウイルスなど	<table border="1"> <tr> <td>定期接種 (接種が決められているもの)</td> <td>4種混合(百日ぜき, ジフテリア, 破傷風, ポリオ), 麻疹(はしか), 風疹, BCG, 日本脳炎, 肺炎球菌, Hib(インフルエンザ菌b型), 水痘(水ぼうそう), <u>B型肝炎</u>など</td> </tr> <tr> <td>任意接種 (任意のもの)</td> <td>インフルエンザ, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), A型肝炎, ロタウイルスなど</td> </tr> </table>	定期接種 (接種が決められているもの)	4種混合(百日ぜき, ジフテリア, 破傷風, ポリオ), 麻疹(はしか), 風疹, BCG, 日本脳炎, 肺炎球菌, Hib(インフルエンザ菌b型), 水痘(水ぼうそう), <u>B型肝炎</u> など	任意接種 (任意のもの)	インフルエンザ, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), A型肝炎, ロタウイルスなど
定期接種 (接種が決められているもの)	4種混合(百日ぜき, ジフテリア, 破傷風, ポリオ), 麻疹(はしか), 風疹, BCG, 日本脳炎, 肺炎球菌, Hib(インフルエンザ菌b型), 水痘(水ぼうそう)など										
任意接種 (任意のもの)	インフルエンザ, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), <del>B型肝炎</del> , A型肝炎, ロタウイルスなど										
定期接種 (接種が決められているもの)	4種混合(百日ぜき, ジフテリア, 破傷風, ポリオ), 麻疹(はしか), 風疹, BCG, 日本脳炎, 肺炎球菌, Hib(インフルエンザ菌b型), 水痘(水ぼうそう), <u>B型肝炎</u> など										
任意接種 (任意のもの)	インフルエンザ, 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ), A型肝炎, ロタウイルスなど										
49	側注④	<p>④育児・介護休業法</p> <p>●育児休業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子が1歳になる誕生日の前日まで取得可能</li> <li>休業が必要と認められる一定の場合には子が1歳6か月になるまで(保育所に入れないなど)</li> <li>父母共に取得する場合には子が1歳2か月になるまで(期間は1年まで)</li> </ul> <p>●学齢前の子どもをもつ親の時間外労働・深夜業の制限</p> <p>●子の看護休暇年5回</p>	<p>④育児・介護休業法</p> <p>●育児休業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子が1歳になる誕生日の前日まで取得可能(保育所に入れないなど, 休業が必要と認められる一定の場合には最長2歳になるまで)</li> <li>父母共に取得する場合には子が1歳2か月になるまで(期間は1年まで)</li> </ul> <p>●学齢前の子どもをもつ親の時間外労働・深夜業の制限</p> <p>●子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日)</p>								
49	④	<p>④ 育児休業取得者の割合</p>  <p>*岩手県、宮城県、福島県を除く。削除 (厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>	<p>④ 育児休業取得者の割合</p>  <p>(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>								

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
55	⑤	 <p>子ども・子育てビジョン (2010~2014年度)</p> <p>少子化社会対策大綱 (2015~2019年度)</p> <p>1.42</p> <p>削除</p> <p>0 14 15 20 (年)</p> <p>● 仕事と生活の調和</p>	 <p>子ども・子育てビジョン (2010~2014年度)</p> <p>少子化社会対策大綱 (2015~2019年度)</p> <p>1.45</p> <p>0 15 20 (年)</p> <p>● 仕事と生活の調和</p>

訂正箇所		原文
ページ	行	
60	ひとくちメモ	高齢者（65歳以上）と未成年者（20歳未満）、日本で多いのはどっち？ 正解は高齢者（高齢者2,925万人，未成年者2,287万人，総務省「平成22（2010）年国勢調査」）。なお，1920年当時は圧倒的に未成年者が多かった（高齢者294万人，未成年者2,584万人）。

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>高齢者（65歳以上）と未成年者（20歳未満），日本で多いのはどっち？ 正解は高齢者（高齢者3,347万人，未成年者2,190万人，総務省「平成27（2015）年国勢調査」）。なお，1920年当時は圧倒的に未成年者が多かった（高齢者294万人，未成年者2,584万人）。</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																												
ページ	行																																																														
61	①	<table border="1"> <tr> <td>2010</td> <td>79.6</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>80.8</td> <td>87.1</td> </tr> </table> <p>(厚生労働省「簡易生命表」「完全生命表」)</p>	2010	79.6	86.3	2015	80.8	87.1	<table border="1"> <tr> <td>2010</td> <td>79.6</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>80.8</td> <td>87.0</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>81.0</td> <td>87.1</td> </tr> </table> <p>(厚生労働省「簡易生命表」「完全生命表」)</p>	2010	79.6	86.3	2015	80.8	87.0	2016	81.0	87.1																																													
2010	79.6	86.3																																																													
2015	80.8	87.1																																																													
2010	79.6	86.3																																																													
2015	80.8	87.0																																																													
2016	81.0	87.1																																																													
63	TRY																																																														
65	17	それでも高齢者全体で見ると、 <u>5</u> 分の1ほどにすぎない。また、	それでも高齢者全体で見ると、 <u>4</u> 分の1ほどにすぎない。また、																																																												
65	①	<p>① 年齢別100m走の日本記録 (2014年)</p> <p>(年齢)</p> <table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>10.0</td> <td>高校生</td> <td>11.4</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10.9</td> <td>40歳代</td> <td>12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>11.5</td> <td>50歳代</td> <td>13.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>12.2</td> <td>60歳代</td> <td>14.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>13.4</td> <td>70歳代</td> <td>15.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>14.4</td> <td>80歳代</td> <td>18.7</td> <td></td> </tr> </table> <p>(日本陸上競技連盟, 日本マスターズ陸上競技連合資料)</p>	男	10.0	高校生	11.4	女		10.9	40歳代	12.3			11.5	50歳代	13.8			12.2	60歳代	14.4			13.4	70歳代	15.8			14.4	80歳代	18.7		<p>① 年齢別100m走の日本記録 (2017年)</p> <p>(年齢)</p> <table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>10.0</td> <td>高校生</td> <td>11.4</td> <td>女</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10.9</td> <td>40歳代</td> <td>12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>11.5</td> <td>50歳代</td> <td>13.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>12.2</td> <td>60歳代</td> <td>14.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>13.4</td> <td>70歳代</td> <td>15.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>14.4</td> <td>80歳代</td> <td>18.0</td> <td></td> </tr> </table> <p>(日本陸上競技連盟, 日本マスターズ陸上競技連合資料)</p>	男	10.0	高校生	11.4	女		10.9	40歳代	12.3			11.5	50歳代	13.0			12.2	60歳代	14.4			13.4	70歳代	15.8			14.4	80歳代	18.0	
男	10.0	高校生	11.4	女																																																											
	10.9	40歳代	12.3																																																												
	11.5	50歳代	13.8																																																												
	12.2	60歳代	14.4																																																												
	13.4	70歳代	15.8																																																												
	14.4	80歳代	18.7																																																												
男	10.0	高校生	11.4	女																																																											
	10.9	40歳代	12.3																																																												
	11.5	50歳代	13.0																																																												
	12.2	60歳代	14.4																																																												
	13.4	70歳代	15.8																																																												
	14.4	80歳代	18.0																																																												

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
66	20	て定められた給付額の範囲内ならば、1～ <u>2</u> 割の費用（施設では	て定められた給付額の範囲内ならば、1～ <u>3</u> 割の費用（施設では

訂正箇所		原文																				
ページ	行																					
67	11 側注	<p>的に収入が得られるように、各種の年金制度がある。<sup>こうてきねんきんせい</sup><b>公的年金制</b><sup>p.74</sup>  <sup>ど</sup><b>度</b>には、日本に住所を持つ20歳以上60歳未満の者が全員加入する<sup>こくみんねんきん</sup><b>国民年金</b><sup>1</sup>と、一定の条件を満たすサラリーマン等が加入する<sup>こうせいねんきん</sup><b>厚生年金</b><sup>2</sup>がある。国民年金は20歳から保険料を支払い、加入期間が25年以上になると原則65歳以上死ぬまで老齢年金を受け取れる。また65歳未満でも一定の条件下で<sup>しょうがいねんきん</sup><b>障害年金</b>や<sup>いぞくねんきん</sup><b>遺族年金</b>が受給できる。<sup>p.75</sup></p> <p>厚生年金加入者は保険料が給与から控除されるが、学生や自営業者、アルバイトなどの国民年金加入者は自分で納付する必要がある。未納期間があったり、加入期間が不足したりして支給要件を満たさないと年金は受給できない。老後は遠いと安易に考えず、若いうちから仕組みを学び、保険料を納付して備える必要がある。</p> <p>このほか、民間の運営する<sup>こじんねんきん</sup><b>個人年金</b><sup>3</sup>や<sup>きぎょうねんきん</sup><b>企業年金</b><sup>4</sup>もある。</p>																				
	19	<p>行う。</p> <p><b>③ 個人年金</b> 生命保険会社などの商品である年金。</p> <p><b>④ 企業年金</b> 企業が従業員の老後生活を保障するために運営する制度。企業ごとに異なり、制度のない企業も多い。</p> <p><b>③ 高齢者世帯の所得の種類別割合</b></p> <table border="1"> <caption>高齢者世帯の所得の種類別割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>稼働所得</th> <th>財産所得</th> <th>公的年金・恩給</th> <th>それ以外の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1975</td> <td>56.0</td> <td>9.6</td> <td>26.2</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>1995</td> <td>29.1</td> <td>7.0</td> <td>58.7</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>20.3</td> <td>5.2</td> <td>67.5</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「国民生活基礎調査」)</p>	年	稼働所得	財産所得	公的年金・恩給	それ以外の所得	1975	56.0	9.6	26.2	8.2	1995	29.1	7.0	58.7	5.2	2015	20.3	5.2	67.5	7.0
年	稼働所得	財産所得	公的年金・恩給	それ以外の所得																		
1975	56.0	9.6	26.2	8.2																		
1995	29.1	7.0	58.7	5.2																		
2015	20.3	5.2	67.5	7.0																		

的に収入が得られるように、各種の年金制度がある。<sup>こうてきねんきんせい</sup>**公的年金制**<sup>p.74</sup>  
<sup>と</sup>度には、日本に住所を持つ20歳以上60歳未満の者が全員加入する<sup>こくみんねんきん</sup>**国民年金**<sup>1</sup>と、一定の条件を満たすサラリーマン等が加入する<sup>こう</sup>**厚生年金**<sup>2</sup>がある。国民年金は20歳から保険料を支払い、加入期間が<sup>10</sup>年以上になると原則65歳以上死ぬまで老齢年金を受け取れる。また65歳未満でも一定の条件下で<sup>しょうがいねんきん</sup>**障害年金**や<sup>いぞくねんきん</sup>**遺族年金**が受給できる。

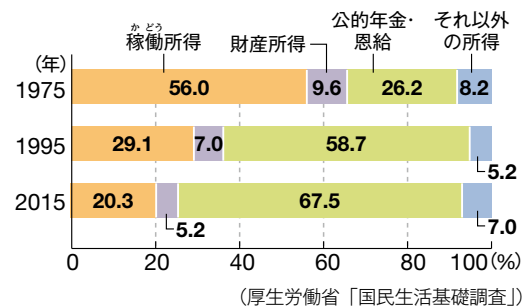
<sup>p.75</sup>厚生年金加入者は保険料が給与から控除されるが、学生や自営業者、アルバイトなどの国民年金加入者は自分で納付する必要がある。未納期間があったり、加入期間が不足したりして支給要件を満たさないと年金は受給できない。老後は遠いと安易に考えず、若いうちから仕組みを学び、保険料を納付して備える必要がある。

このほか、民間の運営する<sup>こじんねんきん</sup>**個人年金**<sup>4</sup>や<sup>きぎょうねんきん</sup>**企業年金**<sup>5</sup>もある。

行う。

- ③ 2017年に25年から10年へと短縮された。
- ④ **個人年金** 生命保険会社などの商品である年金。
- ⑤ **企業年金** 企業が従業員の老後生活を保障するために運営する制度。企業ごとに異なり、制度のない企業も多い。

### ③ 高齢者世帯の所得の種類別割合



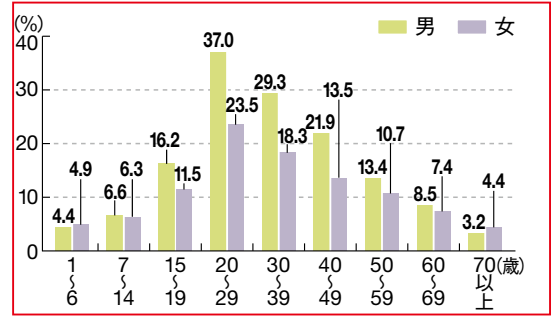


訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
74	①	<p><b>① 公的年金制度の体系</b></p> <p>国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する公的年金制度からの給付である。保険料は定額、給付は加入期間が25年以上の人のみで、給付額は加入月数に比例する。収入のない学生でも加入するが、学生納付特例制度がある。</p> <p>厚生年金の保険料は給与に比例して定率である。雇用主も同じ比率の保険料を支払う。</p>	<p><b>① 公的年金制度の体系</b></p> <p>国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する公的年金制度からの給付である。保険料は定額、給付は加入期間が10年以上の人のみで、給付額は加入月数に比例する。収入のない学生でも加入するが、学生納付特例制度がある。</p> <p>厚生年金の保険料は給与に比例して定率である。雇用主も同じ比率の保険料を支払う。</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		

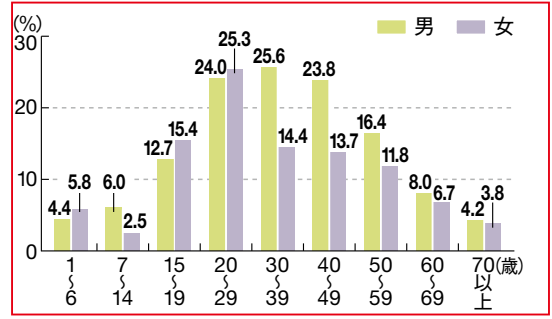
82 ①

① 朝食欠食の状況



(厚生労働省「国民健康・栄養調査」2014年)

① 朝食欠食の状況



(厚生労働省「国民健康・栄養調査」2015年)

82 ②

② 体格指数

● BMI (Body Mass Index) (18歳以上)

$BMI = \text{体重} \text{ kg} \div (\text{身長} \text{ m})^2$

- 痩せ (低体重) : BMI < 18.5
- 正常 : 18.5 ≤ BMI < 25
- 肥満 : BMI ≥ 25

② 体格指数

● BMI (Body Mass Index) (18歳以上)

$BMI = \text{体重} \text{ kg} \div (\text{身長} \text{ m})^2$

- 痩せ (低体重) : BMI < 18.5
- 普通 : 18.5 ≤ BMI < 25
- 肥満 : BMI ≥ 25

89

4

## ④ たんぱく質の補足効果

リシンが不足している穀類(米・小麦)に、リシンを豊富に含む動物性たんぱく質(食肉、魚、卵など)を組み合わせると、穀類のたんぱく質の栄養的価値が増す。

**補足前** 食パン1枚(60g)  
アミノ酸価=40\*



**補足後** 食パン1枚(60g)+卵1個(50g)  
アミノ酸価=100\*

\*アミノ酸評点パターン(2007)成人を用いた。

6

## 精白米の場合

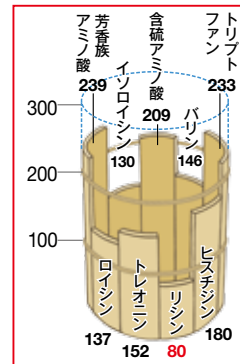
必須アミノ酸	アミノ酸評点パターン(2007)成人(A)	精白米の*1 アミノ酸(B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
イソロイシン	30mg/gたんぱく質	39mg/gたんぱく質	130
ロイシン	59	81	137
<b>リシン</b>	<b>45</b>	<b>36</b>	<b>80</b> *2
含硫アミノ酸*3	22	46	209
芳香族アミノ酸*4	38	91	239
トレオニン	23	35	152
トリプトファン	6	14	233
バリン	39	57	146
ヒスチジン	15	27	180

\*1 文部科学省「日本食品標準成分表2015年版(七訂)アミノ酸成分表編第4表(基準窒素による)たんぱく質1g当たりのアミノ酸成分表」の値に基づく。

\*2 リシンが第一制限アミノ酸で、精白米のアミノ酸価は80となる。

\*3 含硫アミノ酸：メチオニン+システチン

\*4 芳香族アミノ酸：フェニルアラニン+チロシン



数字は充足率。おけにはリシン(80)の位置までしか水が入らない。リシンより充足率が高いアミノ酸では、リシンより上の部分はたんぱく質の合成に利用されない。

## ④ たんぱく質の補足効果

リシンが不足している穀類(米・小麦)に、リシンを豊富に含む動物性たんぱく質(食肉、魚、卵など)を組み合わせると、穀類のたんぱく質の栄養的価値が増す。

**補足前** 食パン1枚(60g)  
アミノ酸価=51\*



**補足後** 食パン1枚(60g)+卵1個(50g)  
アミノ酸価=100\*

\*アミノ酸評点パターン(2007)成人を用いた。

## 食パンの場合

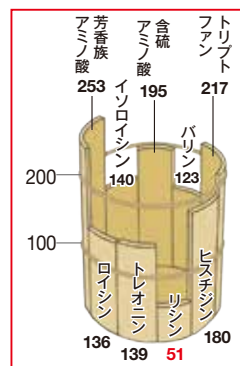
必須アミノ酸	アミノ酸評点パターン (2007)成人(A)	食パンの*1 アミノ酸(B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
イソロイシン	30mg/gたんぱく質	42mg/gたんぱく質	140
ロイシン	59	80	136
<b>リシン</b>	<b>45</b>	<b>23</b>	<b>51</b> *2
含硫アミノ酸*3	22	43	195
芳香族アミノ酸*4	38	96	253
トレオニン	23	32	139
トリプトファン	6	13	217
バリン	39	48	123
ヒスチジン	15	27	180

\*1 文部科学省「日本食品標準成分表2015年版(七訂)アミノ酸成分表編第3表 アミノ酸組成によるたんぱく質1g当たりのアミノ酸成分表」の値に基づく。

\*2 リシンが第一制限アミノ酸で、食パンのアミノ酸価は51となる。

\*3 含硫アミノ酸：メチオニン+シスチン

\*4 芳香族アミノ酸：フェニルアラニン+チロシン



数字は充足率。おけにはリシン(51)の位置までしか水が入らない。リシンより充足率が高いアミノ酸では、リシンより上の部分はたんぱく質の合成に利用されない。

訂正箇所		原 文	訂 正 文																
ページ	行																		
90	14-15	<p><b>豆・豆製品</b> 豆は、脂質とたんぱく質の多いもの（<u>だいず</u>、<u>らっかせい</u>など）と、炭水化物の多いもの（あずき、いんげんまめなど）に分けられ、いずれもビタミンB<sub>1</sub>を多く含む。だいずのたんぱく質にはリシンが多く、動物性食品のアミノ酸組成と似ているため、「畑の肉」とよばれる。加工品も多く、古くから日本人の重要なたんぱく質供給源となっている。</p>	<p><b>豆・豆製品</b> 豆は、脂質とたんぱく質の多いもの（だいずなど）と、炭水化物の多いもの（あずき、いんげんまめなど）に分けられ、いずれもビタミンB<sub>1</sub>を多く含む。だいずのたんぱく質にはリシンが多く、動物性食品のアミノ酸組成と似ているため、「畑の肉」とよばれる。加工品も多く、古くから日本人の重要なたんぱく質供給源となっている。</p>																
99	④	<table border="1"> <tr><th colspan="2">ビタミンE</th></tr> <tr><th colspan="2">推奨量 (mg/日)*8</th></tr> <tr><th>男性</th><th>女性</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	ビタミンE		推奨量 (mg/日)*8		男性	女性			<table border="1"> <tr><th colspan="2">ビタミンE</th></tr> <tr><th colspan="2">目安量 (mg/日)*8</th></tr> <tr><th>男性</th><th>女性</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	ビタミンE		目安量 (mg/日)*8		男性	女性		
ビタミンE																			
推奨量 (mg/日)*8																			
男性	女性																		
ビタミンE																			
目安量 (mg/日)*8																			
男性	女性																		
118	6-10  ①	<p>我が国の<sup>しゆくりょうじきゅうりつ</sup><b>食料自給率</b>は、1965年度の73%から2014年度には39%まで減少しており、先進諸国の中で最も低い。食料自給率低下の要因は、経済成長に伴って自給可能な米の消費量が年間1人112kgから約1/2に減少する一方で、<u>畜産物</u>が56kgから約2.4倍、<u>油脂類</u>が6.3kgから2.2倍と増加したことなどが挙げられる。</p> <p>① 我が国の食料自給率</p> <p>(農林水産省「食料需給表」)</p>	<p>我が国の<sup>しゆくりょうじきゅうりつ</sup><b>食料自給率</b>は、1965年度の73%から2015年度には39%まで減少しており、先進諸国の中で最も低い。食料自給率低下の要因は、経済成長に伴って自給可能な米の消費量が年間1人112kgから約1/2に減少する一方で、<u>肉類</u>が9.2kgから約3.3倍、<u>油脂類</u>が6.3kgから約2.3倍と増加したことなどが挙げられる。</p> <p>① 我が国の食料自給率</p> <p>(農林水産省「食料需給表」)</p>																
149	右上	<p>並縫い <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span></p>	<p>並縫い <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(単位cm)</span></p>																

## クーリング・オフを知ろう

### クーリング・オフのチェックポイント

(訪問販売で購入した商品の場合)

- ① **契約した場所** 自宅や職場など、業者の営業所以外の場所。キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法など、営業所でも該当する場合\*がある。
- ② **契約した商品** 原則全ての商品・役務、保養施設・スポーツ施設利用権利、映画鑑賞権利などは適用される。
- ③ **行使期間** 契約書面の受理日から8日以内。ただし、書面不交付や記載不備は8日を過ぎてても可能。
- ④ **代金額の特例** 3,000円未満の現金取引は除外。現金取引とは、契約締結と同時に代金の支払いと商品の引き渡し完了するもの。
- ⑤ **消耗品の特例** 政令指定消耗品(殺虫剤、履物、化粧品など8種類)を使用・消費すると除外。ただし、書面に、使用するとクーリング・オフ対象外の記載がない場合は可能。
- ⑥ **営業のための契約除外** 購入者の営業活動に関連して契約したものは除外。



### クーリング・オフの通知書を送る

(注) はがきの場合

- 契約書面を受け取った日を含め、8日以内に書面で通知する。クーリング・オフ妨害があったときは、8日を過ぎててもクーリング・オフが可能。両面をコピーし、控えを5年間は保管する。
- 個別クレジット契約のときは、クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知書を郵送する。
- 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社・担当者名、書面(はがき)を作成した日にちを記載し、発信の記録が残る「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送する。

移動

\*販売目的を告げずに連れていかれたり、呼び出された場合。

#### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社××× 営業所  
担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、

商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

(国民生活センター「[2015年版](#) 暮らしの豆知識」より作成)

## クーリング・オフを知ろう

### クーリング・オフのチェックポイント

(訪問販売で購入した商品の場合)

- ① **契約した場所** 自宅や職場など、業者の営業所以外の場所。キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法など、営業所でも該当する場合\*がある。  
\*販売目的を告げずに連れていかれたり、呼び出された場合。
- ② **契約した商品** 原則全ての商品・役務、保養施設・スポーツ施設利用権利、映画鑑賞権利などは適用される。
- ③ **行使期間** 契約書面の受理日から8日以内。ただし、書面不交付や記載不備は8日を過ぎてても可能。
- ④ **代金額の特例** 3,000円未満の現金取引は除外。現金取引とは、契約締結と同時に代金の支払いと商品の引き渡し完了するもの。
- ⑤ **消耗品の特例** 政令指定消耗品(殺虫剤、履物、化粧品など8種類)を使用・消費すると除外。ただし、書面に、使用するとクーリング・オフ対象外の記載がない場合は可能。
- ⑥ **営業のための契約除外** 購入者の営業活動に関連して契約したものは除外。



### クーリング・オフの通知書を送る

(注) はがきの場合

- 契約書面を受け取った日を含め、8日以内に書面で通知する。クーリング・オフ妨害があったときは、8日を過ぎててもクーリング・オフが可能。両面をコピーし、控えを5年間は保管する。
- 個別クレジット契約のときは、クレジットカード会社と販売会社へ同時に通知書を郵送する。
- 契約年月日、商品名、契約金額、販売会社・担当者名、書面(はがき)を作成した日にちを記載し、発信の記録が残る「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送する。

移動

#### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社××× 営業所  
担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、

商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇

(国民生活センター「[2017年版](#) 暮らしの豆知識」より作成)

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		

183	30	<p>きるようになり、消費者の声の影響力は大きくなっている。<span style="color:red">□</span><sup>削除</sup>一方で、一個人が発信した不確かな情報が世界中に広まる危険性も認識しなければならない。とくに<sup>こじんじょうほう</sup>個人情報の取り扱いには注意が必要である。近年急増する多様なカードやインターネットバンキング利用でのトラブルや犯罪に対しては、金融機関や企業側にも<sup>p.180</sup>個人情報を適切に管理することが求められているが、<sup>きびか</sup>厳密な管理がされているかを見極めることも消費者には必要である。</p>	<p>きるようになり、消費者の声の影響力は大きくなっている。一方で、一個人が発信した不確かな情報が世界中に広まる危険性も認識しなければならない。とくに<sup>こじんじょうほう</sup>個人情報の取り扱いには注意が必要である。近年急増する多様なカードやインターネットバンキング利用でのトラブルや犯罪に対しては、金融機関や企業側にも<sup>p.180</sup>個人情報を適切に管理することが求められているが、<sup>きびか</sup>厳密な管理がされているかを見極めることも消費者には必要である。</p>
-----	----	--	---

173	TRY	<p>規定の勤務時間以上働いた場合、賃金が割増になる。 通勤費は月10万円までは非課税。</p> <table border="1"> <tr> <td>時間外手当 (125%)</td> <td>時間外手当 (150%)</td> <td>通勤費</td> <td></td> <td>総支給額</td> <td rowspan="2">会社側が 支払う総額</td> </tr> <tr> <td>19,560</td> <td>0</td> <td>16,070</td> <td></td> <td>263,130</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>住民税</td> <td>労働組合費</td> <td></td> <td>総控除額</td> <td rowspan="2">給与から 天引き される金額</td> </tr> <tr> <td>5,410</td> <td>11,100</td> <td>2,000</td> <td></td> <td>48,352</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>差引支給額</td> <td rowspan="2">実際に手元 に入る金額</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>214,778</td> </tr> </table> <p>住民税：前年の所得に応じて支払う。 所得税：その月の課税対象額に応じて支払い、最終的に年末調整をする。</p> <p>この会社には労働組合（労働者を代表して使用者と話し合う機関）があり、労働組合費が控除されている。</p>	時間外手当 (125%)	時間外手当 (150%)	通勤費		総支給額	会社側が 支払う総額	19,560	0	16,070		263,130													所得税	住民税	労働組合費		総控除額	給与から 天引き される金額	5,410	11,100	2,000		48,352					差引支給額	実際に手元 に入る金額					214,778	<p>規定の勤務時間以上働いた場合、賃金が割増になる。 通勤費は月15万円までは非課税。</p> <table border="1"> <tr> <td>時間外手当 (125%)</td> <td>時間外手当 (150%)</td> <td>通勤費</td> <td></td> <td>総支給額</td> <td rowspan="2">会社側が 支払う総額</td> </tr> <tr> <td>19,560</td> <td>0</td> <td>16,070</td> <td></td> <td>263,130</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>住民税</td> <td>労働組合費</td> <td></td> <td>総控除額</td> <td rowspan="2">給与から 天引き される金額</td> </tr> <tr> <td>5,410</td> <td>11,100</td> <td>2,000</td> <td></td> <td>48,352</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>差引支給額</td> <td rowspan="2">実際に手元 に入る金額</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>214,778</td> </tr> </table> <p>住民税：前年の所得に応じて支払う。 所得税：その月の課税対象額に応じて支払い、最終的に年末調整をする。</p> <p>この会社には労働組合（労働者を代表して使用者と話し合う機関）があり、労働組合費が控除されている。</p>	時間外手当 (125%)	時間外手当 (150%)	通勤費		総支給額	会社側が 支払う総額	19,560	0	16,070		263,130													所得税	住民税	労働組合費		総控除額	給与から 天引き される金額	5,410	11,100	2,000		48,352					差引支給額	実際に手元 に入る金額					214,778
時間外手当 (125%)	時間外手当 (150%)	通勤費		総支給額	会社側が 支払う総額																																																																																								
19,560	0	16,070		263,130																																																																																									
所得税	住民税	労働組合費		総控除額	給与から 天引き される金額																																																																																								
5,410	11,100	2,000		48,352																																																																																									
				差引支給額	実際に手元 に入る金額																																																																																								
				214,778																																																																																									
時間外手当 (125%)	時間外手当 (150%)	通勤費		総支給額	会社側が 支払う総額																																																																																								
19,560	0	16,070		263,130																																																																																									
所得税	住民税	労働組合費		総控除額	給与から 天引き される金額																																																																																								
5,410	11,100	2,000		48,352																																																																																									
				差引支給額	実際に手元 に入る金額																																																																																								
				214,778																																																																																									



訂正箇所		原文	訂正文																																																												
ページ	行																																																														
95	⑤	<p><b>⑤ 加工食品の食品表示例</b></p> <p>「食品表示法」の規定に基づき、加工食品には名称、原材料名、添加物、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者、製造所所在地に加え、栄養成分表示、アレルギーを含む食品や遺伝子組み換え食品に関する表示などが義務付けられている。さらに、フェニルケトン尿症患者の安全性を確保するため、L-フェニルアラニン化合物に関する表示も義務化され、消費者に対する情報提供がなされている。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>調理パン</td> <td>栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)</td> </tr> <tr> <td>原 材 料 名</td> <td>パン(小麦を含む)、卵サラダ、ハム(豚肉を含む)、マヨネーズ(だいたず、卵を含む)、レタス、半固形状ドレッシング(ゴマを含む)*1</td> <td>熱量 483kcal</td> </tr> <tr> <td>添 加 物*2</td> <td>調味料(アミノ酸など)、増粘剤(キサンタンガム)、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、グリシン、イーストフード、酸化防止剤(V.C)、香料抽出物(だいたずを含む)、発色剤(亜硝酸Na)、カロチノイド色素</td> <td>たんぱく質 17.2g</td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>2個</td> <td>脂質 22.7g</td> </tr> <tr> <td>消 費 期 限</td> <td>17.04.20</td> <td>炭水化物 52.0g</td> </tr> <tr> <td>保 存 方 法</td> <td>10℃以下</td> <td>糖質*4 49.3g</td> </tr> <tr> <td>販 売 者</td> <td>株式会社ABCフーズ</td> <td>食物繊維*4 2.7g</td> </tr> <tr> <td>販売者住所</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td>食塩相当量 3.6g</td> </tr> <tr> <td>製 造 者*3</td> <td>〇〇株式会社</td> <td>鉄*4 1.4mg</td> </tr> <tr> <td>製造所所在地</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td></td> </tr> </table> <p>*1 アレルギー表示は、原則個別表示であるが、一括表示を行う場合もある。 *2 添加物は、原材料名の後に「/」を付けることで、続けて表示することができる。 *3 販売者(表示内容責任者)と製造者が異なる場合、製造者と製造所所在地も表示する。 *4 任意の成分表示である。</p>	名 称	調理パン	栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)	原 材 料 名	パン(小麦を含む)、卵サラダ、ハム(豚肉を含む)、マヨネーズ(だいたず、卵を含む)、レタス、半固形状ドレッシング(ゴマを含む)*1	熱量 483kcal	添 加 物*2	調味料(アミノ酸など)、増粘剤(キサンタンガム)、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、グリシン、イーストフード、酸化防止剤(V.C)、香料抽出物(だいたずを含む)、発色剤(亜硝酸Na)、カロチノイド色素	たんぱく質 17.2g	内 容 量	2個	脂質 22.7g	消 費 期 限	17.04.20	炭水化物 52.0g	保 存 方 法	10℃以下	糖質*4 49.3g	販 売 者	株式会社ABCフーズ	食物繊維*4 2.7g	販売者住所	〇〇県〇〇市〇〇	食塩相当量 3.6g	製 造 者*3	〇〇株式会社	鉄*4 1.4mg	製造所所在地	〇〇県〇〇市〇〇		<p><b>⑤ 加工食品の食品表示例</b></p> <p>「食品表示法」の規定に基づき、加工食品には名称、原材料名、添加物、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者、製造所所在地に加え、栄養成分表示、アレルギーを含む食品や遺伝子組み換え食品に関する表示、<u>原材料の産地表示</u>などが義務付けられている。さらに、フェニルケトン尿症患者の安全性を確保するため、L-フェニルアラニン化合物に関する表示も義務化され、消費者に対する情報提供がなされている。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>調理パン</td> <td>栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)</td> </tr> <tr> <td>原 材 料 名</td> <td>パン(小麦を含む、国内製造)、卵サラダ、ハム(豚肉を含む)、マヨネーズ(だいたず、卵を含む)、レタス、半固形状ドレッシング(ゴマを含む)*1</td> <td>熱量 483kcal</td> </tr> <tr> <td>添 加 物*2</td> <td>調味料(アミノ酸など)、増粘剤(キサンタンガム)、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、グリシン、イーストフード、酸化防止剤(V.C)、香料抽出物(だいたずを含む)、発色剤(亜硝酸Na)、カロチノイド色素</td> <td>たんぱく質 17.2g</td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>2個</td> <td>脂質 22.7g</td> </tr> <tr> <td>消 費 期 限</td> <td>17.04.20</td> <td>炭水化物 52.0g</td> </tr> <tr> <td>保 存 方 法</td> <td>10℃以下</td> <td>糖質*4 49.3g</td> </tr> <tr> <td>販 売 者</td> <td>株式会社ABCフーズ</td> <td>食物繊維*4 2.7g</td> </tr> <tr> <td>販売者住所</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td>食塩相当量 3.6g</td> </tr> <tr> <td>製 造 者*3</td> <td>〇〇株式会社</td> <td>鉄*4 1.4mg</td> </tr> <tr> <td>製造所所在地</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇</td> <td></td> </tr> </table> <p>*1 アレルギー表示は、原則個別表示であるが、一括表示を行う場合もある。 *2 添加物は、原材料名の後に「/」を付けることで、続けて表示することができる。 *3 販売者(表示内容責任者)と製造者が異なる場合、製造者と製造所所在地も表示する。 *4 任意の成分表示である。</p>	名 称	調理パン	栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)	原 材 料 名	パン(小麦を含む、国内製造)、卵サラダ、ハム(豚肉を含む)、マヨネーズ(だいたず、卵を含む)、レタス、半固形状ドレッシング(ゴマを含む)*1	熱量 483kcal	添 加 物*2	調味料(アミノ酸など)、増粘剤(キサンタンガム)、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、グリシン、イーストフード、酸化防止剤(V.C)、香料抽出物(だいたずを含む)、発色剤(亜硝酸Na)、カロチノイド色素	たんぱく質 17.2g	内 容 量	2個	脂質 22.7g	消 費 期 限	17.04.20	炭水化物 52.0g	保 存 方 法	10℃以下	糖質*4 49.3g	販 売 者	株式会社ABCフーズ	食物繊維*4 2.7g	販売者住所	〇〇県〇〇市〇〇	食塩相当量 3.6g	製 造 者*3	〇〇株式会社	鉄*4 1.4mg	製造所所在地	〇〇県〇〇市〇〇	
名 称	調理パン	栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)																																																													
原 材 料 名	パン(小麦を含む)、卵サラダ、ハム(豚肉を含む)、マヨネーズ(だいたず、卵を含む)、レタス、半固形状ドレッシング(ゴマを含む)*1	熱量 483kcal																																																													
添 加 物*2	調味料(アミノ酸など)、増粘剤(キサンタンガム)、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、グリシン、イーストフード、酸化防止剤(V.C)、香料抽出物(だいたずを含む)、発色剤(亜硝酸Na)、カロチノイド色素	たんぱく質 17.2g																																																													
内 容 量	2個	脂質 22.7g																																																													
消 費 期 限	17.04.20	炭水化物 52.0g																																																													
保 存 方 法	10℃以下	糖質*4 49.3g																																																													
販 売 者	株式会社ABCフーズ	食物繊維*4 2.7g																																																													
販売者住所	〇〇県〇〇市〇〇	食塩相当量 3.6g																																																													
製 造 者*3	〇〇株式会社	鉄*4 1.4mg																																																													
製造所所在地	〇〇県〇〇市〇〇																																																														
名 称	調理パン	栄養成分表示 (1包装(2個)当たり)																																																													
原 材 料 名	パン(小麦を含む、国内製造)、卵サラダ、ハム(豚肉を含む)、マヨネーズ(だいたず、卵を含む)、レタス、半固形状ドレッシング(ゴマを含む)*1	熱量 483kcal																																																													
添 加 物*2	調味料(アミノ酸など)、増粘剤(キサンタンガム)、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、グリシン、イーストフード、酸化防止剤(V.C)、香料抽出物(だいたずを含む)、発色剤(亜硝酸Na)、カロチノイド色素	たんぱく質 17.2g																																																													
内 容 量	2個	脂質 22.7g																																																													
消 費 期 限	17.04.20	炭水化物 52.0g																																																													
保 存 方 法	10℃以下	糖質*4 49.3g																																																													
販 売 者	株式会社ABCフーズ	食物繊維*4 2.7g																																																													
販売者住所	〇〇県〇〇市〇〇	食塩相当量 3.6g																																																													
製 造 者*3	〇〇株式会社	鉄*4 1.4mg																																																													
製造所所在地	〇〇県〇〇市〇〇																																																														